

農地転用許可申請書の記載例(第5条)

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

知事名を記入
4haを超える農地転用の場合は

権利の内容を確認の上、関係のない方に見消し線を引く。

土地全部事項証明書によ

不耕作、荒地などと記入しない。あくまでも農地であるかどうかを判断することから、田又は畑と記

1筆のうち一部を転用する場合、実測図等を添付する。

当てはまる番号に○印をつける。「4その他」の場合、転用の目的を具体的に記入する。
〔例〕 建売住宅、店舗兼住宅、資材置場、牛舎、病院、工場、墓地

工期を必ず明記すること。

山林転用の場合は、次の例のように記入。(例)

工事計画	名称	棟数
植林	杉	500本

許可後の訂正はできないので、権利の内容は誤らないこと。

転用事業に係る全体の資金について漏れなく記入する。
300万円を超える場合は、資金の調達**が確実であることを証する書面を必ず添付する。**(融資証明、残高証明

転用に当たって他の法令等の許可が必要である場合、その手続状況等を記入する。
〔例〕 都市計画法第29条の開発許可申請清
農用地区域からの除外申出清
農家住宅の場合は、農家経営面積を記

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

譲受人・借人
譲渡人・貸人

平成 年 月 日
指宿 太郎 印
山田 花子 印

申請日を記入
申請人が法人等の場合は、次のように記入する
(例1) 法人の場合
有限会社〇〇建設
代表取締役〇〇〇〇 印(法人代表印)
(例2) 親権者(法定代理人)の場合

下記により転用のため、農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の氏名 住所及び職業	当事者の別	氏 名	職 業	住 所
	譲受人 (借人)	指宿 太郎	会社員	指宿市〇〇〇〇123番地2
	譲渡人 (貸人)	山田 花子	農 業	指宿市〇〇〇〇1122番地1

2 許可を受けよ うとする土地 の所在、地目 面積、利用状 況、普通収穫 高及び耕作者 の氏名	土地の所在	地 目	面 積	利 用	10a当たり 普通収穫高	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合 権利の種類	権利者の氏名 又は名称	市街化区域・市街化調整区域 その他の区域の別、及びその 他参考となるべき事項
	指宿市 ××× △△△ 223番1	畑	357	普通畑	2,000kg			
	指宿市 ××× △△△ 223番2	畑	257のうち20	不耕作	甘藷 2,000			
	以 下		余 白					
	計	377 m ²	(田 m ² 、畑 377 m ² 、採草放牧地 m ²)					

3 転用計画	(1) 転用の目的	(2) 権利を設定し、 又は移転しよ うとする事由 の詳細									
	① 一般住宅 ② 農家住宅 ③ 山 林 ④ その他(車庫兼倉庫)	新たに自己の居住する住宅を建築するため。									
	(3) 事業の操業期間又 は施設の利用期間	平成 年 月 日から 年間 許可後永年									
	(4) 転用の時期及 び転用の目的 に係る事業又 は施設の概要	第1期(着工H22年3月からH22年5月) 第2期(着工 年 月 日から 年月) 合 計									
	工事計画	名 称	棟数	m ²	m ²	棟数	m ²	m ²	棟数	m ²	m ²
	土地造成				477						477
	建築物	一般住宅	1	88.61					1	88.61	
	工作物	車庫兼倉庫	1	20.5					1	20.5	
	計		2	109.11	477				2	109.11	477

4 権利を移転し 又は設定しよ うとする契約 の内容	申請に係る権利の内容	① 所有権移転 ② 賃借権設定 ③ 使用貸借権設定 ④ その他()
	1 権利を移転し、又は設定しようとする時期	年 月 日 許可あり次第
	2 対価	2,700,000円
	3 賃借料等の給付の種類及び額	
	4 契約期間	年 月 日から 年 月 日 許可の日から永年

5 資金調達計画	土地取得費 2,700,000円 造成費 350,000円 建築費 12,500,000円 計15,550,000円	住宅金融公庫 11,000,000円 自己資金 4,550,000円 計15,550,000円
----------	---	---

6 転用すること
によって生ず
る付近の土地
作物、家畜等
の被害の防除
施設の概要

土地造成は整地のみで、汚水・生活排水は合併浄化槽により処理し側溝へ排水するほか、敷地内に擁壁や排水路を設置することにより雨水等が隣接農地に流出しないように措置を講ずる。建築物は、平屋建てにし、隣接農地から2.5m離して建築し、周辺農地に対する日照通風等に特別な影響を及ぼさないように措置する。

7 その他参考と
なる事項

隣接する山林(△△△224-5、面積100m²)と一体のものとして利用する。

渡人の住所が土地全部事項証明書記載の住所と異なる場合は、全部事項証明書記載の住所から現在の住所までの移動の経過が確認できる書類(戸籍の附表

所有権以外の権利設定がされている場合は、記載する。

利用状況が不耕作であっても、工作した場合にどの位の収穫高があるかを記載

荒地や放棄地となっている場合は、不耕作と記載。

農地転用を行うに至った事由やその必要性について具体的に記入す

申請に係る事業の全体面積を記入。例えば左図のように山林1筆と畑2筆の合計3筆を住宅敷地とする場合、3筆の合計面積を記入する。
また、7欄のその他参考となる事項にその旨を記入する。

単価ではなく、申請面積に要した全対

資金の調達方法を具体的に記入する。また、収入と支出の金額を合せること。

具体的にどのような被害防除策を講ずるのかを記入する。